

1. 共同溝

共同溝とは、2以上の公益事業者の公益物件（公益事業者がその事業の目的を達成するために設ける電線・電話線・ガス管・水管または下水道管をいう）を収容するため、道路管理者が道路の付属物として道路の地下に設ける施設をいう（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号、以下法という）第2条）。その標準的な形式のものは、その内部で公益物件の増設、修理、維持管理などができる程度の空間をもった構造のものである。なお公益事業者が単独で、あるいは数社共同して道路の占用物件として設ける共同溝は、法律上の共同溝とはならないので注意を要する。また公益事業者は下記の6つをいう（法第2条）。

- ① 日本電信電話公社
- ② 電気に関する臨時措置に関する法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令による電気事業者
- ③ ガス事業法によるガス事業者
- ④ 水道法による水道事業者または水道用水供給事業者
- ⑤ 工業用水道事業法による工業用水道事業者
- ⑥ 下水道法による公共下水道管理者または都市下水路管理者

2. 共同溝設置の必要性

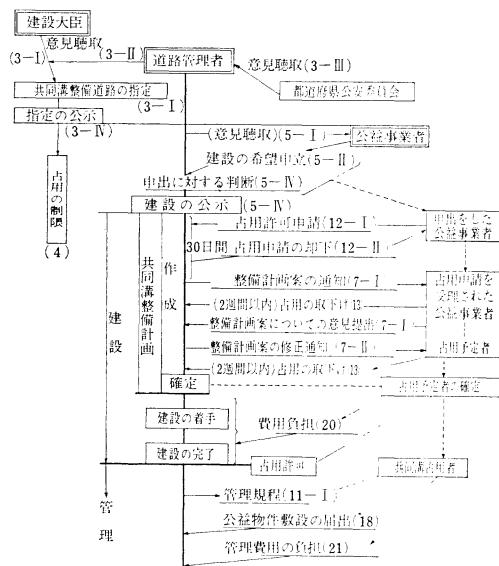
現行道路法では、公益物件の道路占用に対して、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、一定の基準に適合するものについては、道路管理者は占用の許可を与えなければならないと規定されている（道路法第32条、第33条、第36条）。これは道路が、本来の目的である道路交通のほか、公益物件の供給路であるといらう副次的機能を有するということを前提としての規定であると考えられている。しかし最近の大都市においては、地下埋設工事など、道路の掘り返しをともなう道路占用工事が非常に多く、たとえば東京を例にとれば（昭和37年度当初計画、都区内都道以上）、工事申請件数約1700件、延長約1250km（都道以上総延長約2200km）にものぼっており、これがため道路本来の機能である道路交通そのものまで阻害されているのみならず、きわめて不経済な損傷を受けている現状である。これの対策として、現行道路法では、交通がいちじるしくふくそうする道路または幅員がいちじるしくせまい道路

について車両の能率的な運行をはかるため特に必要がある場合には、道路管理者は占用の禁止または制限を行なうことができる（道路法第37条）と規定されているが現在都市内のほとんどすべての道路は、各種公益物件が埋設されており、これらの物件が市民生活に直接不可欠のものであるだけに、同条の適用は、きわめて困難である。また掘り返し規制や調整を強力に行なう（昭和37年10月、閣議了解事項）よう指導し、新たな占用を禁止もしくは制限するとしても、既埋設管の維持修理は避けられず、掘り返しを完全になくすることは不可能である。幸い、大都市においては、大規模な地下鉄工事や道路工事が進められ、その際地下埋設物の整理を行なう機会も多くなってきており、公益物件の将来の需要も考慮した規模の共同溝を設置することにより、道路の掘り返し防止を抜本的に解決する必要があると考えられるに至ったのである。

3. 共同溝法の要旨（図-1 参照）

「共同溝の整備等に関する特別措置法」は昭和38年3月29日可決成立したがその要旨はつきのようなものである。

図-1 共同溝の整備等に関する特別措置法による手続一覧表



注：7-II…7条第2項

(1) 共同溝整備道路の指定

建設大臣は、交通がいちじるしくふくそうしている道路またはいちじるしくふくそうすることが予想される道

* 建設省道路局路政課

路で、路面の掘削をともなう道路の占用に関する工事がひんぱんに行なわれることにより、当該道路の構造の保全上および道路交通上いちじるしい支障を生ずるわそれがあると認められるものを、当該道路の道路管理者の意見をきいて、共同溝を整備すべき道路（以下「共同溝整備道路」という）として指定することができる。この指定を行なったときは、その旨公示することとなっており共同溝整備のための最初の基本的な行為である（法第3条）。

（2）占用許可の制限

道路管理者は、共同溝整備道路の指定があった場合、当該道路の車道の部分について、原則として掘り返しをともなう占用を許可しないこととしている（法第4条）。

（3）共同溝の建設

共同溝整備道路の特色は、占用の制限を行なうほか道路管理者が共同溝の建設を行なうということである。しかし共同溝は公益物件を収容する施設であるから、公益事業者の意見をきくほか、必要な手続きをふんだ上で共同溝を建設するかどうかが決定される。

① 道路管理者は、公益事業者に対して、一定の期限内に共同溝についての意見の提出を求める。

② 公益事業者は共同溝の建設を希望する場合、敷設計画書等必要な書面を添えて申し出る。

③ 道路管理者は2以上の公益事業者が建設の申出があり、その内容が適當であると判断したならば、共同溝を建設することを公示し、必要な手続きをして建設に着手する（法第5条）。

（4）共同溝建設計画

道路管理者は前項にしたがって、共同溝を建設しようとするときには、位置・名称、構造等を定めた共同溝整備計画案を作成し、占用予定者に通知して意見を求め、必要があれば計画を修正しなければならないなど公益事業者の意見を十分尊重して、共同溝整備計画を確定する（法第6条、第7条）。

（5）共同溝の占用の許可

道路管理者は、共同溝の建設を完了したときには、前項および前々項の占用予定者に対し、ただちに共同溝の占用の許可をするものとする（法第14条）。

（6）共同溝管理規程

道路管理者は、公益事業者の意見をきいて、共同溝管理規程を定めなければならない（法第11条）。

（7）共同溝に関する費用

共同溝を建設するに要する費用は、道路の付属物として、第一次的に道路管理者に負担の責任があるわけであるが、共同溝はこれを建設することにより、公益事業者がその一定部分を使用する権利が与えられるのであるから、建設費の一部を公益事業者が負担すべきである。負

担の割合は共同溝建設により受ける効用から算定される投資額を勘案して、政令で定めることになっている（法第20条）。

（8）国の負担または補助

共同溝の建設費のうち、公益事業者が負担する費用を除いた額については、道路管理者の負担となるが、これに関しては、道路の種別に応じて国がその $\frac{1}{2}$ を負担または補助することになっている（法第22条）。

3. 共同溝の実例

わが国における共同溝の建設は関東大震災後、帝都復興事業により、東京都千代田区九段の都道に設けられたのが最初で、最近においては、第二阪神国道等にも建設されている、その概要は表-1のとおりである。

図-2 九段坂共同溝

（共同溝のく体と舗装の基礎を兼用する場合）

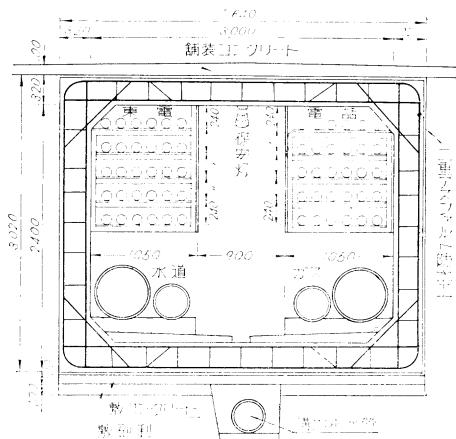
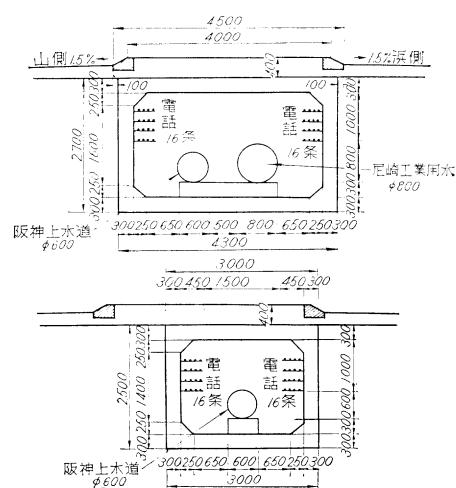


図-3 第二阪神国道共同溝

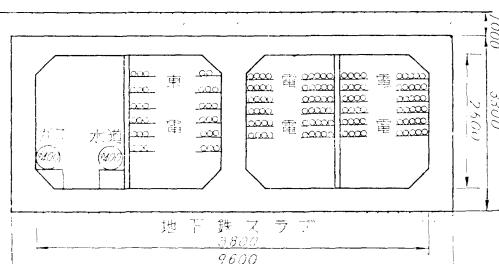
（中央分離帯を利用の場合）



表一 共同溝のおもな設置例

設置箇所	道路の種別	構造概要			総事業費			工事施工者(工事主体)	維持管理者	共同溝使用者	道路工事等の関連	完成または完成予定期日	備考	
		延長	幅員	高さ	建設費	移設取付費	計							
東京都千代田区九段坂上～坂下	都道	m 270	m 2.9	m 2.3	千円	千円	千円	90	東京都	東京都	電電公社 東京電力 東京ガス 水道局	震災復興事業	大正15年	このほか、震災復興事業の際、浜町公園付近2箇所に規格の小さなもののが設けられた。
東京都新宿区角筈2丁目(淀橋)	都道	65.5	8.0 12.7	4.7	31 200 20 800 東京都 10 400 使用者	37 252 使用者	68 452	東京都	東京都	電電公社 東京電力 東京ガス 水道局	地下鉄工事関連	36.3	維持管理費分担割合 東京都 1/5 使用者 4/5	
東京都中央区人形町3丁目(人形町)	都道	162	8.8	2.5 3.5	71 111 東京都	—	71 111	東京都	(未定)	電電公社 東京電力 東京ガス 水道局	地下鉄工事関連	38.3 (予定)		
兵庫県尼崎市五合橋～出屋敷(阪神)	1級国道 (阪神)	889	5.7 3.0	2.9 2.4	186 524 6 100 国 180 427 使用者	151 526	338 050	国	(未定)	尼崎市工業用水 ”上水道 阪神上水道 電電公社 大阪ガス 関西電力	第2阪神国道工事	38.1		
東京都中野区本町通2丁目～3丁目	都道	380	6.1	1.7 2.1	70 229 電電 22 052 東電 21 420 ガス 29 757	0	70 229	地下鉄(営団)	(未定)	電電公社 東京電力 東京ガス	地下鉄工事関連	36.12		

注：このほか、電電公社と東京電力KKの二者が共同で設置したものまたは施行中のものが若干ある。

図一 人形町共同溝
(地下鉄構築物と同時施工の場合)

4. 昭和38年度建設計画

共同溝法にもとづく共同溝の建設は、昭和38年度においては表二のとおり、わずか3.6km程度であって都内の主要道路からみれば、きわめてわずかであり、こ

表二 昭和38年度共同溝設置計画
共同溝設置費 国費 652 000 000 円

道路別 街路	道路種別 名	道路名	区間	延長 (m)
道路	一般国道	15号線	東京都港区芝浦松町～ 東京都港區芝原峰北町	1 100
街路	二級国道	放射4号	東京都港区大官御所付近	1 200
ク	主要地方道	放射34号	東京都中央区銀座西(数寄屋橋)～ 東京都千代田区有楽町(日比谷)	400
ク	一般地方道	中央官衙街路	東京都千代田区霞ヶ関付近	900
計				2 500
合計				3 600

れのみをもって都市内の交通事情の緩和に大きく寄与するとは考えられないが、このような制度が新しく生まれることによって、都市の発展とともに長期的な計画のもとに、共同溝が整備され、促進されることを期待している。

(1963.4.23・受付)

構造用軽量骨材に関するシンポジウムの開催について

構造用軽量骨材の使用方法に関するシンポジウムを下記のように開催いたしますので、ふるってご参加下さい。ご案内いたします。

期日：1963年10月25日(金)

場所：東京都内(決定次第お知らせします)

上記シンポジウムの講演募集をいたしますので、下記の要領をお読みのうえ、ふるってご応募下さい。

講演内容：構造用軽量骨材の使用方法に関するもの

申込期限：8月20日(火)(プログラム作成上期日をご厳守下さい)

申込先：土木学会

申込要領：講演題目、氏名、所属機関名を記し、内容梗概(1000字以内)を付して申込むこと。

注：① 講演時間は15～20分を予定しております。

② 講演題目の選定、その他の細目については、コンクリート委員会にご一任下さい。

③ 内容梗概は当日印刷して実費配布する予定です。

④ シンポジウム終了後、研究成果を土木学会で出版することを考えておりますので、講演原稿を当日ご持参下さいようお願い致します。